

岡田漁港 漁港施設等活用事業の実施計画 審査・評価基準

1. 審査項目

審査項目	適否	備考
岡田漁港の活用推進計画に適合するものであることの確認		
事業内容、活用施設の範囲が活用推進計画と整合が図られていること。		
事業スケジュール（事業期間、占用予定期間）が活用推進計画の事業期間と整合が図られていること。		
岡田漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであることの確認		
漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項		
事業による活用と漁業上の利用の重複がないよう、空間的、時間的に調整されていること。		
事業の実施により、プレジャーボート等漁船以外の船舶の利用が著しく増加することが見込まれる場合、漁船の停泊や航行に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。		
事業の実施により、来訪者や自動車などの交通量が著しく増加することが見込まれる場合、漁業上の利用の動線に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。		
漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項		
事業の実施にあたり、漁港区域内において漁業権に基づき行われている漁港活動を妨げないような配慮がなされていること。		
実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであることの確認		
特定漁港漁場整備事業等の施行に関する事項		
特定漁港漁場整備事業の施行を妨げないものであり、その他漁港漁場整備事業の施行と調整が図られたものであること。		
漁港の利用者の安全の確保に関する事項		
漁港利用者の安全確保が考えられていること。		
環境との調和に関する事項		
事業の実施により、漁港利用者の行う業務又は漁港周辺住民の生活に看過できない支障が生ずると認められないこと。		
事業の実施により発生する汚水・粉塵・騒音や畜糞などの残餌等によって著しく漁港環境の悪化を引き起こすおそれがないもの又はこれを防止するための適切な措置が定められたものであること。		
漁港の保全上特に配慮すべき事項		
実施計画の事業内容が、活用しようとする漁港施設や周辺施設及び活用しようとする水域や公共空地を含めた周辺地形の安定性を損なわないよう実施されるものであること。		
活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該漁港施設や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 37 条に基づく許可を要する。		
活用事業施設の設置に伴う水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該水域や公共空地を含む周辺の地形や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 39 条に基づく許可を要する。		
その他事項		
認定計画実施者が漁港施設のうち基本施設を第三者に利用させようとする際、漁港法第 42 条第 3 項に基づき実施計画にその利用方法や使用料の料率が定められている場合は、近傍における同様の施設と著しく不均衡とならないよう実施されるものであることが確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 38 条に基づく認可を要する。		
実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであることの確認		
事業を実施しようとする者が、漁港法第 51 条第 1 号及び第 5 号から第 8 号まで（漁港水面施設運営権に係る部分を除く。）に該当しない者であること。		

※審査項目において、「否」があった場合は欠格とする。

※「事業」とは「漁港施設等活用事業」のことである。

※「活用推進計画」とは「漁港施設等活用事業の推進に関する計画」のことである。

※「実施計画」とは「漁港施設等活用事業の実施に関する計画」のことである。

2. 評価項目

評価項目	評価の着目点等	配点 (100点満点)	備考
実施計画の内容に係る評価			
事業の目的・目標			
岡田漁港における事業の目的・目標	事業を実施する目的・目標が漁港施設等活用事業の背景を踏まえたものであるか。また、活用推進計画の「漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針」に沿ったものであるか。	最大10点	
各事業の取組み			
水産物の消費増進に関する事業の内容	水産物の消費増進、認知度向上、水産業の発展に繋がる事業内容（付帯事業含む）であるか。また、将来的な地域の発展への寄与という観点から方向性が示されているか。	最大20点	
交流の促進に関する事業の内容	来訪者の増加、交流人口の増加に繋がる事業内容（付帯事業含む）であるか。また、将来的な地域の発展への寄与という観点から方向性が示されているか。	最大20点	
事業実施体制			
事業実施体制図、人員構成、役割	現実的な実施体制であるか。地域住民や漁業者等、関係主体を巻き込む工夫はあるか。	最大5点	
事業の継続可能性に係る評価			
申請者の財務状況		最大5点	
資金計画		最大5点	
収支計画		最大5点	
地域の理解や活性化等に係る評価			
地域特性の反映	事業の実施にあたり、立地条件や季節条件が考慮されたものであるか。また、それら条件を踏まえた工夫点はあるか。	最大10点	
地域との連携	周辺施設・地域イベント、漁業関係者、地元企業（商店・飲食・観光業者等）、行政との連携についての工夫点はあるか。	最大10点	
地域経済循環への貢献	大島町産の特産品や食品（水産物を除く）を使用する等、地域経済に貢献するものとなっているか。また、大島町在住者の雇用を促進するものか。	最大10点	

※事業の継続可能性に係る評価「申請者の財務状況」を除き、各評価項目において0点があった場合は欠格とする。

評価項目の採点基準

評価	採点基準点		
	最大5点の項目	最大10点の項目	最大20点の項目
記載内容が標準より非常に優れている	5	10	20
記載内容が標準より優れている	4	8	15
記載内容が標準的である	3	5	10
記載内容が標準よりもやや劣る	2	3	5
記載内容が標準よりも劣る	1	1	1
記載されていない	0	0	0